

## 委 任 契 約 書

依頼者を甲とし、受任弁護士郷路征記を乙として、甲と乙とは次のとおり委任契約を締結する。

第1条 甲は乙に対し、次の事件等の処理を委任し、乙はこれを受任する。

- 1 事件等の表示 過払い金返還請求
- 2 相手方
- 3 管轄裁判所等の表示 札幌地方、或いは簡易裁判所
- 4 委任の範囲
  - 示談交渉
  - 調停
  - 訴訟
  - 非訟
  - 手形訴訟
  - 保全（仮差押・仮処分）
  - 民事執行
  - 異議申立・審査請求等
  - 審判等

第2条 乙は弁護士法に則り、誠実に委任事務の処理にあたるものとする。

早期で減額しない解決は、交渉によっては期待できないので、原則として直ちに訴訟を提起する。解決の時期は相手方の対応や裁判所の対応によって変動する。

第3条 上記事件の着手金・手数料はない。実費（印紙代・送達料・会社謄本料など）については、乙が立て替えておき、甲は回収した過払金の中から支払う。したがって、事件終了まで甲が乙に支払わなければならないお金はない。

第4条 上記事件の報酬は、以下のとおりとして、甲は回収した過払金の中から支払う。

- ① 実質的な争点がなく、早期に回収できた場合は20%
- ② 訴訟にいたり、実質的な争点があり、回収に労力がかかった場合は25%

第5条 相手方が倒産する可能性があったり、過払金を支払わない業者である場合には、少額での和解に甘んじなければならないとか、請求を断念しなければならない場合もある。

第6条 その他、本契約書に定めのない事項については、甲・乙協議してこれを定める。

平成 年 月 日  
依頼者（甲）

受任弁護士（乙）札幌市豊平区月寒中央通り7丁目2番1号  
弁護士 郷 路 征 記